

## 令和2年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程〔第2号〕

令和2年3月9日(月曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第1号議案から第36号議案まで、第1号報告及び報第1号

質 疑

委員会付託

日程第2 予算審査特別委員会の設置及び委員選任

追加日程1 議長辞職の件

追加日程2 議長の選挙

追加日程3 議会運営委員選任の件

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（15名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 於 久 弘 治 |
| 2 番  | 毛 利 洋 子 |
| 3 番  | 中 尾 勉   |
| 4 番  | 黒 田 健 一 |
| 5 番  | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番  | 阿 部 輝 之 |
| 7 番  | 土 谷 信 也 |
| 8 番  | 成 重 博 文 |
| 9 番  | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄   |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

### ○欠席議員（1名）

- 13 番 北 崎 安 行

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	板 井 保 明
専 門 員	小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長	丸山野 幸 政
地 域 活 力 創 造 課 長	川 口 達 也
税 務 課 長	土 谷 恒 男
市参事兼市民課長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子 育 て 支 援 課 長	水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長	清 水 栄 二
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	田 染 定 利
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長	黒 木 雄 二
耕 地 林 業 課 長	早 田 博 昭
建 設 課 長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	早 尻 真 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	尾 形 稔
農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐々木 真 治
選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長	
	藤 重 深 雪
市参事兼消防長	宗 高 徳
総務課 課長補佐兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（菅 健雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程第1、第1号議案から第36号議案まで、第1号報告及び報第1号を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせします。

質疑、質問に関連して、16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承

3月9日

願います。

議案質疑の通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

きょうは、市長から提案されております各議案に対する質疑であります。1時間という時間制限がありますので、まだまだ質疑したいことがあるんですけども、通告順に質疑をしたいと思っております。

議長から先程、通告しとる分は全部やってくれと言われましたので、やるつもりですので、質疑もなるべく簡単にしますが、答弁のほうもかみ合う形で、市民にわかりやすい言葉で答弁してもらいたいと思っております。

最初に、今回の新型コロナウイルス問題が大きな社会問題になっておりますけども、本市では佐々木市長を先頭に、対策本部の皆さん、職員の皆さん一丸となって、この豊後高田市からは感染者を1人も出さないという立場で、英知を集めて日夜努力されていることに敬意を表したいと思っております。

私も議員の一員として、あすは一般質問で冒頭からこの問題を取り上げたいと思っておりますが、議会におきましても、菅議長の下で皆さん一致団結して、執行部も一致団結して、本当に議員も市民の代表として市民の声を聞きながら、執行部と協力しながら、このウイルス感染防止をかけると、あるいはこれで影響を受けた農家や中小企業を含めて、あらゆる形で市民の要望の解決する先頭に立つということで、ぜひ議会としては、菅議長が音頭を取って進めてもらいたいということを要望して、入りたいと思っております。

最初は第2号議案ですね。国保の問題なんです。

この問題は、タベ、どうなんだろうかと思って、みんなの高田を見てもみたら、去年1年間で4回議会がある中で3回取り上げておるんですね。どういふとこまでいったかなということでやっているんですけど、私なりに国保の場合はいろいろ勉強したつもりですけども、12月議会の会議録を読んでもみますと、これ全国ですけども、国保の運営が市町村から、今度は県と共同して実施をすることになりました。

これで、今度いよいよ、もう2年がたったが、3年目に入るんですけどね。この都度、私ども県でも学習会をしたり、県とも交渉したりしてきましたが、去年の12月議会で、私はこういう指摘をしています。

それは、3年目になるけれども、県がいろいろ税率の試算をして、市町村に全部示すんですね。これは全国一緒ですが。その場合、豊後高田の場合は、健康づくりに努力をして、いわゆる医療費が結果的には大分県の中で、前は上から3番、4番、5番ぐらいの時があったんですけど、今では、私の持っている資料では、大分県で1人当たりの年間の医療費が2番目に低くなったと。これは、職員の皆さんの努力、市民の協力、市民の皆さんの努力の結果なんですね。

しかしながら、国保税は、前回は据え置き、今度も据え置きということなんですけどね。そうではなくて、必ず県が市町村に示す指標は下がるよ。前回、会議録見たら、必ず下がるよということを2ヶ所でやっていますね。結果は下がっています。しかしながら、今回、条例改正がないんですよ。ずっと据え置きなんですよ、長年。

それで、皆さんお持ちの資料でわかるように、予算では、国保事業納付金が前年度予算に比べて1,243万円減額になっている。これ1億かね、ちょっと違うかな。それで、いわゆる県に納めるが、減額になったんだから、当然国保の条例改定が要るんじゃないかということですね。それはどうなんかと。

2つ目は、県の指標をどう受けとめているんかと。県の指標では、必ずもう、今度で3回出しているんです。3回というのは、3年目になりますからね。これを見ますと、豊後高田の場合は、別表1の中で、令和2年度、1人当たりの保険料額の算定結果、前年と、平成31年度と比較した表が出ていますんですけども、それによると、1人当たり4,150円減額になっていると。

私は必ず減額になるよと言いましたけど、大分県18市町村の中で増額になっているのは、九重町が169円の増額なんですね。豊後高田の場合は4,150円の減額になっておりますね。だから、それから見たら、これは全部公表された数字なんですよ。これから見たら、当然引き下げてよいんじゃないかと思うんですけど、それをなぜ引き下げられないのかね。

それから、3つ目の問題は減免制度の問題なんです。これも何度も議会で議論しましたが、大分県18市町村ありますけれども、市町村独自で減免制度を、いわゆる対象を広げる形になっているわけよね。共産党の議員どこでも議論しているんですけど、豊後高田の場合、何ぼ議論しても、永松市長時代は変えなかったんですよ。

今度、最近の会議録読んでみますと、県下一斉で協議をして一本化すると。条例一本化するという答弁をしてきて、もう2年になるんですね。県と共同運営になってから2年になるんやけども、それはどこまで到達するのか、いつから高田の場合は減免制度を、市民にとって有利な方向になるのか、その3つの質問をしたいと思います。

それは、予算上で、予算の審議ですから、この予算で、減免制度の予算で、どれぐらい見込んだ予算になっているのか明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第2号議案に関するご質疑にお答えいたします。

令和2年度の国保税率については、年明けに県の算定結果が出ましたが、国保事業費納付金については6億9,309万7,000円で、前年度比1億2,443万1,000円の減となりました。

しかしながら、本市の国保事業費としては、提案理由の中でご説明いたしましたとおり、約1,225万円の財源不足が生じる見込みでございます。

本来であれば、県が示す標準保険料率に改正して必要な事業費を賄うところですが、加入者の皆さんの負担増に配慮いたしまして、令和2年度においても、滞納分の徴収や国保基金繰り入れにより財源不足額を補填し、国保税率を据え置く方向でございます。

次に、国保税の減免制度についてですが、現在、市税減免条例に基づき執行しているところですが、県との共同運営になったことから、連携会議の中で減免基準の統一化について検討している事項でもありますので、引き続き協議してまいります。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 先程、私の冒頭の質問で、1,243万円という数字を上げましたけども、予算書では、この皆さんに配っている、私の質問通告にあるように1億2,443万円ですね。に訂正したいと思います。

これだけ、1億2,000万円を超えるだけ、県に納付する金額は減額している、予算上から見たらですね。それから見たら、誰が見ても、県に上げる金が少ないならば、国保税下げてもいいんじゃないかちゅうことになるわけね。県の資料では、1人当たり四

千幾ら下がるようになっていると。こうなったら、下げるのが当たり前じゃないかとなるんです。

ところが、去年の所信表明、佐々木市長の所信表明では、県の指標では3,203円の引き上げるようになっているけれども、これは市民のことを考えて据え置きするという説明したんですよ。冒頭にね、市長の言葉で。

ところが、今度は、4,400円下がるようになっているのに、今度は全然、いわゆる冒頭の提案理由説明の中では述べなかったんよね。何と述べたかというたら、さっき言うた数字が足りないから、ちょっと待って、正確にしたほうがいいですね。前回は3,023円引き上げる必要があるという、県が豊後高田市に指標を示したわけですね。だから、わざわざ市民の皆さんに、本当は3,023円引き上げにやなんのやけど、据え置きしますというようにしましたね。市長の言葉でやったでしょう。

今度は、それと同じ提案理由説明するならば、県は4,150円下げられるとなっておるんだから、だから下げましたというんならわかるというんですね。ところが、その数字は一切市民に明らかにしないで、市長は、1,225万円不足する結果になりましたが、しかし、皆さんのことを考慮して、基金から取り壊してやりますから大丈夫ですよと、こう述べたわけよね。だから、おかしいじゃないかと、ごまかしじゃないかとね。

それで、聞きたいのは、私は、この1,225万円不足すると言いますが、これは、国保の特別会計の総額から見たら何%の金額ですか。基金は幾らあるんですか。基金を壊して云々と言うけれども、ほんの大したことないんですよ。

それよりは、こんなに市民が、県のほうは、前回は3,023円引き上げると言うてきたのに、今度は4,150円引き下げろとなったわけですね。なのに、前回は据え置きちゅうのは、それはいいことしましたとなるけども、今度は、それよりまだ下げようとなったのに、これだけ私が、1年間で3回も議会で問題にしましたのに、全然あたらないとはどういうことなのかですね。

その中で、会議録で見ますと、私はその中でも、ほかの保険制度に比べて国保の場合、均等割制度があって、子どもを1人産めば3万4,500円、余分に1年間取られることになるわけですね。この問題を、今全国知事会でも問題になっておりまして、大分県の中では日田市が、ことしから、その半額は減免す

3月9日

る制度になったんですよね。一般会計からの持ち出しじゃなくてやるようになっておりますけど。

高田の場合、医療費が高校卒までだから、せめて高校卒までこれに、均等割の減免をつくったらどうかということを投げかけたんですね。とうとう12月議会では市長が答弁に立たず、課長は、市で議論するけれども、国保運営審議会の中で議論をするんだと言われましたね。3月までに結論出して、3月に引き下げる方向出せということで私は議論したと思う。

今度は全然、ただ1,225万円不足しますからということだけにならないでしょう、基金もあるんだから。これだけ、消費税も去年10月から上がって、市民の生活がひどいんだから、国保税を引き下げるということにならないかん。

その中でも、均等割については、せめて高校生までは、高田は独自の減免をやるということをするべきだと思いますが、まず、ここで1つ答弁としてもらいたいと思います。

**○議長（菅 健雄君）** 保険年金課長、大久保正人君。

**○保険年金課長（大久保正人君）** では、大石議員の再質疑にお答えいたします。

まず、基金の残高でございますが、令和元年12月末現在では2億5,000万円ほどあります。ただ、令和元年度に1億円ほど、納付金不足額の財源として取り崩す予定でございますので、最終的な決算見込みといたしましては、1億5,400万円ほどになるというふうに考えております。

それと、先程、納付金の不足額1,225万円が保険給付費の大体何％ぐらいになるのかということでございますけども、約0.04%でございます。

以上でございます。

**○議長（菅 健雄君）** 16番、大石忠昭君。

**○16番（大石忠昭君）** 1、2号で、今1回、もうあと1回ですね。

私が指摘した、一番、私の持っている資料で、大分県18市町村の中で、1人当たりの医療費が安いほうから2番目という資料を持っているんですけど、それよりまだ、いや、そうじゃないんだ、今5番に下がったんだとか、何か最近の資料があったら報告してもらいたいんですね。

だから、ずっと永松市長時代から、この条例でもう何年間据え置きしているのかも答弁してもらいたいんですよ。佐々木市長にかわって、来年は市長選

挙もありますし、これだけ県のほうから4,150円、県が計算しても、前回の県の計算よりも4,150円下げてもやれますよという指標が出ているわけですね。だから、下げるといふ姿勢は、市長、全体を下げきらなければ、せめて高校生までの均等割の分だけは廃止するとか、半額にすると。廃止しても、試算では1,000万円かからないんですよ。

今、あと1億5,000万円は基金があるわけですから、1,000万円使ってもやれるわけです。そして、しかも健康づくりには、皆さん努力してもらおう。執行部も努力するけども、市民の協力を得て、健康であれば国保税上げることないんですよ。根本的に言えば、国の負担をふやす以外ない、これ言うまでもないけどね。

今の瀬戸際の問題で、国保税だけじゃない、国保税の滞納がどんどんふえるばかりでしょう。これを片づけるためには、今度、いい機会ですよ。県と共同してやるようになって、県が4,150円下げてもよいとなったんだから、全国に公表された数字なんですよ。だから、この際、均等割を下げるといふことにならないのか。市長、これは今でなければ、6月議会まで検討することはできないか、質疑いたします。

**○議長（菅 健雄君）** 保険年金課長、大久保正人君。

**○保険年金課長（大久保正人君）** それでは、大石議員の再々質疑にお答えいたします。

医療費の1人当たりの費用額でございますけども、令和元年12月末現在で、低いほうから10番目の位置でございます。10番目でございます。（○16番（大石忠昭君）年間通して、12月だけじゃない。）まだ今の段階では、12月末の段階でしか医療費が出ておりませんので、今の時点でしかご答弁できません。

（○16番（大石忠昭君）質問に答えてない。出とる数字では、私が持つとるの2番目に低いんだけど、今もそうですかちゅう質問じゃ。今は5でしょう、出とるのは、年間通しては。）今の段階では、令和元年度においては、12月末時点でしか医療費は出ておりませんので、決算が出ておりませんので、現段階で申しますと、低いほうから数えて10番目でございます。そういうことでございます。

それと、子ども医療費の関係でございますけども、医療費については、基金等も活用してということでございますけども、基金等については、国民健康保険制度については、将来にわたって維持されなけれ

ばならない制度でありますので、そういったことで、今後活用していきたいということが1点と。

また、国のほうでは、急激な保険税額の増額を回避するために、激変緩和措置の財源を投じていますが、令和2年度から徐々にそれが削減されていきます。最終的には、令和6年度にはそれがもうなくなる方向でございますので、今後、国保納付金については影響は大変出てくると思いますので、そういったことで活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 議長から要請されたように全部やりたいんで、ぜひ質問に答えさせてください。要らんことは答弁しないと。私も要らんことは質問しませんから、質問の分は整理します。今度は次のことだね。

答弁漏れということのほうがいいですね。答弁漏れで答弁させてください。私は、12月の議会で、あなた方が、執行部だけじゃなくて、審議会で協議いたしますと言った。その審議会の協議結果はどうですかちゅう答弁なん。この会議録とりますよ、それはね。そのことを聞いたんですよ。だから、もう時間がないから、いいです、答弁はね。

最後の部分、減免制度の部分について、いつまでに結論が出るのか。早く今の条例、要綱よりも、市民に有利な方向で減免制度が適用できるようにしたいんですよ。この予算では何件ぐらい、今の条例でいうたら、何件ぐらい減免制度を適用するというような予算になっているんですか。使えないんでしょう、今のままでは。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長(大久保正人君) 現段階では見込んでおりません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 最後に、市長、答えてください。今市長が即断できんと思うから、6月議会までには検討してもらって、6月議会に条例改定をやっても間に合いますので、さかのぼることはできるんですから。せめて、県の試算で高田の場合は4,150円、前年度の試算よりも下がりますよと試算を出してくれとるんだから、そういう数字を、市長、見たことないんでしょう。だから、1,225万円足らないだ

とか言う、それも0.0何%の問題でしょう。

だから、とにかく6月議会までには、私が指摘している、せめて1,000万円以内でできるのが、子どもの均等割の問題ですよ。均等割を半分にするとか、免除するちゅうのは、充分今の財源でできますので、それを検討できないのか。

それから、減免制度について、なるべく早く高田独自で、本当に今の条例で賦課されて、令書が来ても、これは当然だという人たちは、ちゃんと申請する権利があると。収入がないんだから、払えんちゅう人の立場、受け付けてやらないかんけど、予算上でいうとゼロですよ。全然当てにしてないちゅうわけよね。そんな減免制度がありますか。だから、市民が活用できるような減免制度に変えろと。

この2つは、6月議会までに検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。市長の答弁聞きたい、これは、今しますと言わんでいいからね、検討もできないんですか、市長。市長として検討させてください。4,150円というのを知っちゃった。知らないでしょう、市長は。市長は知っていますか。市長しか答えられんやない、知っちゃるか知らんか。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長(大久保正人君) それは内部の中で協議はしておりますので、知っているというふうに理解しております。

○16番(大石忠昭君) 答えてない。市長に対して質問しちよるんやけ。検討できないか。議長、時間もつたいないですよ。今の時間本当もつたいないけどね。検討できないかちゅうことなんですよ。

○議長(菅 健雄君) 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長(大久保正人君) 先程の答弁とダブルですが、運営協議会の中でそういった話をしたんですけども、一応運営協議会の中では、市の考えのとおり、保険加入者の公平性という観点からいけば、国保の均等割の分については、今後も協議していきたいという内容でございますので、今の時点では、まだ検討の段階に入っていないという状況でございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) これだけでもう26分、25分じゃないかね、25分たったんですね、本当にね。しかし、それだけ、私ども、市民の皆さんからは、今の収入に比べて国保税が高過ぎると。市長が子ども

3月9日

を産んでくれと言っても、産んだら、国保税いうたら3万4,500円余分になるんですよ。生まれたときからですね。せめてその問題は、日田市でやられていることが、この子育て日本一を目指している佐々木市長がやらないことはないでしょうが。

だから、6月議会までには検討すると、それも検討すると言えないんですか。

○議長（菅 健雄君） 大石議員、今課長のほうから答弁のとおりだと思いますので、次に進んでください。

○16番（大石忠昭君） それは、もう市長、強く言っておきますよ。子育て日本一目指すんなら、日田市の市長がやったことは、豊後高田市でやれないことはないと思いますので、財源もらうというのもちろんとできます。

次行きますよ。

次は、後期高齢者医療も最初、7割とか、8割5分で、いやもう、9割軽減するから、あなたは1割持てばいいということで軽減措置があったんで、だんだん解かれていきまして、今度の予算でも1,511万1,000円、前年度予算よりもふえておるんですね。高齢者にとっては、もう1円でも負担が軽くて願っていると思うんですよ。

それで、この問題も、何とか後期高齢者、75歳以上の医療保険についても軽減できないかということ。これも一言で、できるかできないか、検討するのかしないかでいいから答えてください。ぜひ、市長、佐々木市長の政治力をもって、国の制度も変えて、高齢者の負担が軽くなるように努力してもらいたいと思う。これも一言でいいです、時間がないから。

○議長（菅 健雄君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、第3号議案令和2年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算に関するご質疑にお答えいたします。

負担軽減については、今後においても国レベルで対策を考えるべきだと思いますので、本市において、制度を超えての特別な軽減措置等は考えておりませんが、国に対しては、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続することや、国の責任において十分な財政措置を講じることなど、全国市長会を通じて要望しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） これも市長が政治的努力をしてもらいたいということを要望しておきます。

次は8号議案ですね。次は、一般会計の補正予算についてであります。バス路線で、伊美線と参宮線に市が補助金を出しておるんですけども、これを合計しましたら1,000万円を超えることになります。よって、市民の利用状況などを調べて、私なりにもう計算しましたが、全部自分なりに分析しておりますけど、時間がないので、一言だけでいいです。これも私の計算では、伊美線については、国と県で助成額の32%、市が68%を見るんですよ。参宮線については、国県は49%、市が51%の割合になりますね。資料を分析しますと。

だから、答えてもらいたいのは、国県が、高田は1,000万円を超えるんだけど、国が幾らです、県が幾らですという数字が一つほしいのと、これもぜひ国の負担をふやすように働きかけて、市の負担は減らすというようにしてもらいたい。それを働きかけるかどうか。それだけでいいです、答弁は。短く。議長、長かったらとめてくださいよ。

○議長（菅 健雄君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、ご質疑の路線バスの補助金の関係についてお答えします。

国県の補助金の関係ですけれども、これにつきましては、先程議員が言われましたように率がありますけれども、定額というわけではございません。対象経費がございまして、それに対して一定の率を掛けていく。その分から、路線によって条件がありまして、見なし路線などなど、いろんな条件がございしますので、一応国に関しては、議員が言われたような数字になります。それは、先程伊美線です。

それから、宇佐参宮線につきましては、これは同じような補助金がございしますが、伊美線の補助金とは、また算出の方法が異なります。市民乗合タクシー等の連結した関係でのフィーダー路線ということでの補助金がございしますので、若干伊美線とまた補助率は異なるものとなっております。

それから、国に対しての働きかけの関係ですけれども、これにつきましては、これまでも全国市長会、それから全国の過疎自治体で構成する大分県の過疎地域自立促進協議会、もちろん全国過疎地域自立促進連盟等におきまして、これまでもこのバス路線の維持管理に係る経費の支援措置について、要望を毎

年しているところでございます。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私の質問した、国が幾らで、県が幾らですかという数字が欲しいんですよ。それなぜ答弁しない、大事なところ。国県合わせたものはわかるんですよ。国が幾らか、県が幾らかということね。そういうことを言っているんですかって、国に対して要求しろということですので、これは後で数字もらえばいい、次に行きます。

次は、ケーブルネットワーク事業の長期借入金の繰り上げ償還……

○議長（菅 健雄君） 大石議員、最初の段階で1、2、3の項目を全部言ってください。

○16番（大石忠昭君） 今気が付いたわけやな。わかった。だから、あと2、3をしますよ。もう1番はいいですからね。もう時間がないから。2、3も答弁まとめていいです。

2は、ケーブルテレビネットワーク事業のこれまでの借金を、利息が高いから、高い分を基金の、安い利息の基金を使って繰り上げ償還しようと。それから、3項目めの一般会計も同じことなんです。これによって、利息が何ぼ節約できるかという質問なんですよ。

一発で答えてもらいたいと思えば、私は、杵築市の財政危機が大きな社会問題になって、豊後高田市もそうなるかという心配する市民がおると。確かにありますね。佐々木市長になったら、もう基金も何も切り崩してしまうんじゃないかという声もありました。

これはそうじゃない。むしろ、佐々木市長になったら、この繰り上げ償還によって、利息が今度だけでも相当額節約できることになりました。今度で、この2つでいいです、まとめていい、2つで幾らの利息が節減できるのか。佐々木市長にかわってから、これ何回かやりましたけど、合計で幾らかという、市民に示してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） 第8号議案の内、繰り上げ償還についてお答えをいたします。

ケーブル会計と一般会計で合わせましてということなんで、一括して答弁をいたしますが、合計で利息が1,420万9,530円の利子が軽減されております。

また、あと佐々木市長になってからということでございますが、平成29年から30年、今回の令和元年と3ヶ年で行っております。3ヶ年で軽減された利子の合計では、1億3,761万1,156円でございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 財政危機問題というのが、市民の非常に関心事なんです。でも、私は、佐々木市長にかわりましてから、前永松市長時代に計画していた事業を見直しをやって、私の記憶では、草地のごみ処理場のいわゆる修理工事費の節約の問題、それから旧農協跡の整備の計画、旧市役所跡の公園整備の計画の見直し、ケーブルテレビの特別会計の告示板の更新の問題、今までの議会での議論で、佐々木市長にかわっただけ、7億9,000万円、前よりは節約できる計算になるんですよ。これが間違いないのかね。答えれば答えてください。

今回、今言われました合計、今度の分を含めて、佐々木市長にかわってから、利息の高いものを利息の低い基金を崩して、こちらに回して繰り上げ償還することによって、市の財政的にはどれぐらい節約できたのか。

それと、今私が言う7億9,000万円足したら、どれぐらいの節約になるのか。合計額であれば、財政課長答えてください。これは市長じゃないでいいです。

○議長（菅 健雄君） しばらく休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（菅 健雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） 再質問にお答えをいたします。

佐々木市長になってからのいろいろ削減効果でございますけども、先程大石議員が言われた金額にさらに合わせまして、ごみ処理場の分の軽減とか、そういったのも考慮いたしまして、約12億円というふうに考えております。正確ではございませんが、約12億円ぐらいだろうというふうに推定をしております。

あと、預金の利息等との差でございますが、今の定期預金ですと、今回の繰り上げ償還の分は、年間で二十数万ぐらいしか利子がございせん。過去に行った分も余り金額は大きくありません。今厳密には持っておりませんが、余り預金していた場合でも、余り利息は発生しないと。今回の繰り上げ償還によっ

3月9日

て軽減される利息ほどは到底及ばない金額でございますので、余り、先程言った12億円にも加算するほどの額ではないかなと思いますので、いわゆる合計でも、今回繰り上げ償還の分の軽減も合わせましても、約12億円ぐらいだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんから、次に行きます。

次は、第15号議案、火葬場の管理の指定管理の問題なんですけれども、資料を要求しましたが、これ資料は金額が全然入ってないんですよ。なぜ、ほかのものは全部金額入っている。私は、5年間の指定管理料が幾らかという資料を要求したんだけど、入ってないでしょう。ないですね。

それで、私なりに予算で分析してみましたら、昨年の予算は1,910万6,000円です。今回提案されている予算は、予算書では出ているんですよ、ことしの分だけ、1,644万5,000円。約266万1,000円の減になっているんですけども。これから5年間の、今度、指定管理だから、5年間の指定管理だわね。5年間、こんな調子で引き下げるということになるのかね。

私たち素人考えていったら、市長が今回、火葬料金を全て使用料を無料にすると打ち出したんで、なるべく管理維持費を安くするために、指定料もちょっと安くしてくれというような、主義的圧力がないと思うんだけどね、そういう結果になったらいかんと思うんですよ。

それは、委託料というのは、いわゆる指定料というのは、運営に必要な、私は業者から頼まれたわけでも何でもありませんけどね、一般論として、市が無料化するから、経費も何とかしてくれというのは無理だと思うので、だから、私は5年間の資料を要求したのに、全然数字が入ってない。何でか。5年間の数字を言ってください。もう時間がないから、5年間の数字を明らかにするだけで終わります。もう質問、それだけです。数字だけです。何も要らない、答弁要らない。

○議長（菅 健雄君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第15号議案公の施設の指定管理者指定についてのご質疑にお答えします。

火葬場悠久の杜の指定管理者選定につきましては、まず指定管理者管理料の選定に当たり、人件費、保守点検経費、需用費などを積算を行ったところでご

ざいます。その後、市内事業者から広く公募を行い、その結果、3社からの応募があり、選考の結果、北伸建設株式会社を候補者に決定したところでございます。

また、指定管理料につきましては、1年間で1,644万5,000円、5年間で8,222万5,000円の予算を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長の朝要請を受けまして、全部質問やってくれよというからやるつもりなんですけどね、今みたいな答弁聞いてどう思いますか。私の質問にかみ合っていますか。質問した部分は全然ないんですよ。それ以外のことばかりでしょう。予算とか全部持っているからわかります。私が聞いているのは指定管理料の議案なんですよ。指定管理の議案なんだから、5年間で幾らですかと。全然数字が、一つもない。今のもう時間からカットしてもらえませんか、今の答弁は。もう一回答弁させてもらえませんか。休憩とらせてください。

○議長（菅 健雄君） 大石議員、今、指定管理料5年間の金額。（○16番（大石忠昭君） 1年ごと。）1,644万5,000円の5年。答弁があったと思います。どうぞ、次行ってください。

○16番（大石忠昭君） はい、わかった。5年間いくということですね。はい、わかりました。

そうすると、前年度から比べてみまして、1年間でいったらば、14%減になっている、これはどういう意味ですか。

○議長（菅 健雄君） 環境課長、後藤史明君。

○環境課長（後藤史明君） 第15号議案の再質疑にお答えします。

今回選定に当たりまして、広く公募したことによって、指定管理料が減額できたんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それで、業者が管理運営できるとなればもういいから、これ以上言いませんが、次に行きます。

次は、16号議案の長崎鼻リゾートキャンプ場の指定管理料についてですね。

これも、予算の中では2,046万7,000円が指定管理料で入っているんですよ。この長崎鼻リゾートキャンプ場については資料が出てないんですけど、いい



んですけども、私ども今まで議論した範囲では、佐々木市長にかわりまして、随分予算もつき込みまして、いわゆる宿泊施設が充実しているでしょう。

そうなりますと、普通は民間会社でも、自分とかが施設をつくって貸し出すわけやけど、これ全部市がつくってあげたものを利用料金が入ってくるわけ。利用料金は管理者、指定管理した業者が事業主体を持つわけでしょう、収入になるわけでしょう。そうすると、去年とことしの指定管理料が同じというのはちょっとおかしいんじゃないかなと。予算上ではほぼ同じ金額ですわね。

それだけ宿泊施設ができて、あれだけ完備している、今建設中やけどね。そうすると、基本的には独立採算でいけるような努力をしてもらわないかんわね。2,000万円も払うちゅうことは問題だと思うんだけど。これは、2,000万円はほかの施設かもしれません。私、調査しているわけやないんやけどね。財政問題が市民が気になっただけに、私もこの辺ではどうなんかという質問。これも短くていいです。本当に短くていいです。

基本的には、また今度の予算も、新しい事業をまたやろうとしているけれども、そういうのは、建設は市がしても、あと管理指定した以上は独立採算でできるような、市がいろんな形で援助をする、いわゆる利用客がふえればふえるだけ収入があるから、市が2,000万円も持ち出ししなくてもやれると思うんですよ。そういう努力をするというならするということと答弁したらもう、そういう努力をしますと。私の指摘が間違っとなら間違いという、それだけの答弁してください。議長、いいですか。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第16号議案、公の施設、長崎鼻リゾートキャンプ場の指定管理者の指定についてのご質疑にご説明申し上げます。

今回、この長崎鼻リゾートキャンプ場が指定管理者の切りかえを迎えたことから、現在の指定管理者でありますNPO法人長崎鼻B・Kネットを指定管理者として、新年度から2年間指定するものでございます。

今回、指定管理の対象となりますのは、長崎鼻リゾートキャンプ場条例で定めます、主にコテージ、サウナ等の施設でありまして、デジタルアートギャラリー等は含まれておりません。

指定管理料についてでございますが、先程ご質問の中でありましたように、収入のほうでは、コテ

ジやサウナ等の完成によりまして、利用料の収入増が見込まれますが、支出のほうも、人件費、消耗品費及び電気代など、利用客の増加に比例してふえますし、また、施設の内容がこれまでと大きく異なることや、施設の稼働率など不確実な要素も多いため、今回の指定管理料につきましては353万円を計上しております。

また、現在、新型コロナの影響などもありまして、観光客も変動するものと思われませんが、収支の状況を注視して、収入増をもちろん目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 今私が数字を示した約2,000万円という数字は、その長崎鼻関係だけなんですかね。別かなと思ったんだけど、長崎鼻関係だけで2,000万円の指定管理料払うということなんですかね。

今後の問題で、利用客を年間を通じてふやして行って、2,000万円も持ち出しをしなくていいよに、なるべく市の持ち出しが少なくてやれるように、利用者をつやすと、観光客をつやすとという方向で努力をしてもらいたいと思います。市長、どうでしょうか。

○議長(菅 健雄君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 第16号議案に対します、長崎鼻指定管理に対します再質疑にお答えします。

予算の二千万幾らというのは、指定管理料以外の分もいろいろ含まれておりますので、長崎鼻リゾートキャンプ場の指定管理料につきましては、先程ご答弁申し上げましたとおり、353万円の予算でございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) あと13分になりましたので、17号議案は総務委員会に付託されますので、これそこで議論します。

第20号議案、26号議案は社会福祉課の担当ですので質問したいんですけども、これ今もう答弁原稿ができとるから、今のこっちゃみたいになくなるんよな。だから、私は、県下の中で、佐々木市長にかわりましてから、障がい者の市独自の条例をつくったことは評価をいたします。県下で多分二、三番目だと思うんですけども、何番目につくったのかね。

その中で、市の責務、市民の役割、業者の役割のところだけでいいですね。条例の中で業者の役割が

3月9日

示されたでしょう。具体的には、業者でどういう役割をしてほしいということになるのか。それから、市民の役割についてのところも、市民にわかる言葉で、その部分だけでいいですよ、あとは要らない。答弁してもらえませんか。

○議長(菅 健雄君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、第25号議案についてのご質疑にお答えいたします。

まず、この条例の制定状況でございますけども、本市のように、手話のみならず、多様なコミュニケーション手段の普及等に関する条例を制定しているのは、宇佐市と中津市のみで、県下では3番目となります。

次に、市民の役割につきましては、市が今回条例で掲げております基本理念、それについて充分理解をしていただくと。あわせて、市が7条の施策の基本方針に基づいて、点字等を学ぶ機会の提供等々、広報も行っていきますけども、そういったものに協力するように努めていただきたいというものでございます。

事業者の役割につきましては、当然市民と同様ではございますけども、あわせて、働いている方からコミュニケーション手段の利用ができるように求められた場合は、負担が過剰とならない範囲で適切な変更または調整を行うように努めていただく、そういうものでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 次は、26号議案の障害者福祉手当の拡充の問題ですね。

拡充、対象は広がったんだけど、金額の問題で、担当課が各他市の状況を調べておれば、豊後高田市の比較をどういふように見ているか。精神関係に拡充したんだけど、額は全部同じなんだけど、その辺どうでしょう。

○議長(菅 健雄君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、第26号議案のご質疑にお答えします。

この手当の金額につきましては、他市の状況も確認させていただきましたが、実施をしていない市も多いこと、また、各市で実施している障がい福祉サービスや給付はまちまちである。そういったこととあわせて、また、この給付金は市の単独事業である、そういったものも含めまして、他の給付やサービスを含め総合的に検討した結果でありますので、

ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) この障がいの関係でも、条例制定や福祉手当を拡張したということも、佐々木市長の施策に対しては評価をしたいと思います。

次は、第27号議案、28号議案は、ちゃんとやりたいんで、2つね、一緒にやって、答弁は一緒だと思いますので、一緒によいか、別々やったほうがいいですか。

○議長(菅 健雄君) そういうことで別に構いません。

○16番(大石忠昭君) 別でいきますね。なるべく簡単に答弁をお願いしたいと思います。

これは、質問は、ここに文書で出しているとおりで。同和集会所というのがありまして、誰が見ても、どこの地域が同和地域とわかるようになっていんですよ。同和という言葉が削除することになりまして、名前を変えるんですけどね。同和という言葉をとるだけなんですけども。

その中の、なぜこれを設置したかというのをこう書いとるんですよ。本市に、歴史的、社会的理由により、生活環境の安定向上が阻害された地域における社会教育の振興を図るとあるんですね。この言葉は、今から何十年も前に、同対審、いわゆる同和对策特別措置法の第1条の丸写しなんですよ。

これ全国の運動があつて、対策事業が実施されるようになったんですね。しかし、全国で、国費だけでも16兆円を使いまして、もうそういう状況というのはなくなったということになって、一応終わったわけでしょう。

だから、ここの集会所にこんなことを入れたら、この集会所を持っているところは同和地区なんですかと、旧未解放部落ですかということをつつまでも固定化することになるんですよ。だから、同和という言葉なくすんならば、ここの1条のところはなくすべきじゃないかと。これは、どうしてここをつけないといけないのか、それだけです。

○議長(菅 健雄君) 教育総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育総務課長兼地域総務一課長(安藤隆治君)

それでは、第27号議案についてお答えをいたします。

今回の条例改正につきましては、集会所設置の根拠法令ともいえます同和对策事業特別措置法に変わらしまして、新たに部落差別の解消の推進に関する法

律が施行されたことなどから、同和対策という文言を削除するものであります。

新しい法律においても、現在もなお部落差別が存在すると明記されておりますし、本集会所設置に対する目的となる基本的な考えは変わるものではないことから、第1条の設置の目的のところにつきましては変更しないこととしております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私の質問に答えてないんですよ。集会所の名前を変えるだけじゃないんです。中身の問題。なぜここで使うかというたら、そういう阻害されている、いわゆる昔の旧部落民以外は使えないという条例になっておるんですよ。こここのところを削除せんとおかしいでしょうが。県下の状況を調べてごらん。全部、社会教育のために使いますとしかかってないですよ。こういう言葉はないですよ。

あわせて、次のことがあるから行きます。次の第28号議案も同じ問題なんです。豊後高田市の場合、隣保館がありますね。隣保館も児童館も一緒に併設しているんですけども、コロナ対策で休館になっておりますけどね。

ここもわざわざ、うちもたしか20万円ほど負担金出して、県下の連絡会つくって交流しているんだから、交流して毎年旅行にも行っているようですけどね。ここで見たらわかるでしょうが。ここでも、なぜ隣保館をつくったかと。国から通達がずっと来ますでしょう。最近の通達見てくださいよ。高田みたいなことになってないでしょう。高田の、ここに条例持っていますけども、読み上げませんけれども、この部分が同じなんですよね。やっぱり未解放部落、同和地区の云々となっているんですよ。そうじゃないですよ。

この隣保館についても、広く市民が使えるものに変えないと、条例整備を検討しないといかんと思いますが、どうですか。

○議長（菅 健雄君） 人権・同和対策課長、田染定利君。

○人権・同和対策課長（田染定利君） 隣保館条例の一部改正についてのご質疑にお答えをさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたこと、それから30年12月に改正をいたしました、豊後高田

市における部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例等の用語の整理ということで行うものでございます。

あわせて、さまざまな人権に関するこれまでの施行された個別の法律や、今後さらに設置が見込まれる法律を踏まえまして改正するものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんので、これやれば時間がかかりますから、全然根本的な理解が違いますからね。私の質問に対してね。隣保館ができたときは同和事業でやったんですよ。その後、いわゆる特別措置法が終結した後、通達が来ているでしょうが。今予算上では福祉の予算でやっているけども、のかわりませんが、その中で、私とこの、いわゆる使用目的のどこ見てください、そんなこと書いているのは豊後高田市だけですよ。

だから、6月議会に向けて、この集会所条例や隣保館条例は、もう一回、市長も含めて検討し直して、副市長いいですか、県下調べてくださいよ。時代おくれなん、高田は。それは、条例改定案が出たから、そこまで変えるかなと思って、私も問題にしなかったんですよ。しかし、そういう答弁ならば、この次の議会で同和問題そのものを議論しますので、研究しちよってください。いいですか、もう次行きます。

あとあるんですけども、市営住宅の条例改定が出るとですね。あと2分ありますからね。

この中で、国から通達が出ておまして、もうこれだけ、きのうの新聞見ましても、市の民間アパートではもう7万、8万という家賃になつとるでしょう。市営住宅の場合は数千円でいけるわけですね。本当に市が人口をふやそうと思ったら、高田に住んでもらうためには、家が、なかなか借家が借れない人は、安い利用料の、家賃の市営住宅あるよという形をとるために市営住宅があるわけですね。

それで、問題になるのは、保証人が2人要るんですよ。それから、高田の場合は市税の滞納があったら入れないんですよ。住民税だけならわかるけど、国保税が滞納者が多いんですよ。

ところが、国のほうは、民法の改正によって、これ保証人問題は問題だということで、保証人2人はもう要らないと、削除しよう。それから、市税を完納者でないと入れないという部分も削除しようということで、標準条例案が変わってきたわけですね、国から、通達も来ています。

3月9日

東京都は真っ先に、去年、都知事がああして、公営住宅は全部廃止をしたんですよ。ところが、大分県の場合は2人から1人ならいいとなったんだけど、これは、当然2人とも廃止をしてもらいたい。

時間がありません。もう一つ、しかし、市長の権限で保証人をとらないことができるようになったわけね。その要綱があるのか、どの範囲でやるのか。生活保護者や本当に弱い立場で保証人のない方については、保証会社などといっても問題ならんでしょ。だから、それは免除するべきだと思うが、免除規定があるのか、免除幅に猶予を持たせてもらいたいと思うがどうか。それだけはっきりしてください。

○議長（菅 健雄君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、第35号議案豊後高田市営住宅条例の一部改正についてのご質疑にお答えします。

今回、条例改正につきましては、民法の改正による住宅の入居等に関する債権関係の規定の見直しや、国土交通省からの入居に際しての取り扱いによる通知などを踏まえて、保証人規定などを見直すものです。

今回の見直しにおきましては、入居に際し2名の連帯保証人を必要としましたが、それを身寄りのない高齢者や困窮者が増加していることを踏まえて、2名を1名に行ったものであります。

市長が認める緩和条件につきましては、特段規定は定めておりませんが、おのおの状況を見まして、その中で検討している状況であります。

それから、税の控除につきましては、国の通知によりますと、入居希望者の事情はさまざまであり、税を滞納している場合であっても、配慮すべき場合もあると考えられるとする中で、入居者の具備する条件は、地域の実情を総合的に勘案して判断することが必要であるとの考え方を示しております。

そのため、市営住宅の適正な管理を行っていく上で、引き続き市税に係る要件は、これまで同様に必要であると判断しているところであります。

以上です。

○16番（大石忠昭君） 議長、もう一回だけさせてほしいんですけどね。

○議長（菅 健雄君） 大石議員、もう持ち時間が終了しておりますので。

○16番（大石忠昭君） 今の議案を産業建設委員会でしっかり議論してくださいね。

終わります。

○議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております第2号議案から第36号議案まで及び第1号報告については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2、予算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1号議案令和2年度豊後高田市一般会計予算については、16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。よって、第1号議案令和2年度豊後高田市一般会計予算については、16人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時7分 休憩

午前11時27分 再開

○副議長（阿部輝之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が除斥のため、私が議長の職務を行います。

議長、菅健雄君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし・異議あり」と呼ぶ者あり）

○副議長（阿部輝之君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 副議長に発言の許可をいただきまして、ありがとうございます。お礼申し上げます。

今、副議長が議長席に座りまして、議長から辞表が提出されたので、議長選挙を日程に加えるということでもありますけど、私はその件で異議があるから、異議を申し上げたいと思うんです。

といいますのは、今、新型コロナウイルスのもう感染防止をどうするかと、市長にとっても頭の痛いことです。私ども、一議員として市民から選ばれた以上、頭痛いんです。議長としても頭痛いと思います。

それぐらい、やっぱり市長を先頭に、議員も職員も一体、一丸となって取り組む方、非常に今、緊急事態なんです。だから、県下の状況でも、日田市議会、別府市議会、津久見市議会などは、議会のほうが音頭を取って、もう執行部が忙しいから、もう質問も控えろやと、質問原稿準備するの大変。きょうも聞いて、私が簡単な質問しても、なかなか答弁、全部原稿あるから、原稿をやるんでしょう。その原稿づくり大事やから、とにかく控えようというぐらいやっている時に、この前、副議長選挙も突然あって、かなりあれで時間とりましたね。今回も、この議長選挙をやることによってかなり時間食うわけでしょう。

そのおまけに、また産業建設委員会開いたりしたもんだから、だから今、先程私は総務課長に、このために後ろの職員がおるんなら、もう帰ってね、仕事についてもらうようにしたらどうかと、それを申し上げたんですけどね。

だから、私は何を言いたいかっていったら、今、きょう私はそういうことも何も知らず、冒頭から、あしたコロナ問題やるけれども、やっぱり皆さんに、もう頑張っているから、やっぱり敬意を表したんですよ。議会も一丸となってやると。菅議長のもとでやりたいという表明したばかりで、菅議長が辞表を出したというの、もう私はびっくりだから、今、代表者会議で反対としたんですよ。

副議長に辞表を出したということで、何時に副議長は、けさの何時に受け取ったのか。

私は、もう地方自治法では、議長の任期は4年なんですよね。市会議員の任期も4年、同じですから。これまでも、前回の議長は4年間務めました。その前の議長も3年間務めました。だから、私は、菅議長に何か問題があれば、私どもからやめてくれと言いますよ。そんな問題ないので、立派にやっているから、引き続きあと3年間は菅議長でやってもらいたいので、選挙をすることに反対です。もう選挙する必要ないです。

もうきょう会議、もうこれで散会して、それぞれ任務についていたほうが、市民にとっては、喜ぶんじゃないですか。ぜひ、もう選挙をしないでもらいたいという異議です。コロナ対策に、もう集中してもらいたい。

**○副議長（阿部輝之君）** ただいま異議がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、

追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○副議長（阿部輝之君）** 起立多数であります。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

事務局長から、議長辞職願を朗読させます。

**○事務局長（安田祐一君）** それでは、読み上げます。

辞職願

このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

令和2年3月9日

豊後高田市議会副議長 阿部輝之様

豊後高田市議会議長 菅 健雄

以上でございます。

**○副議長（阿部輝之君）** お諮りいたします。菅健雄君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし・異議あり」と呼ぶ者あり）

**○副議長（阿部輝之君）** ただいま異議がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。菅健雄君の議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○副議長（阿部輝之君）** 起立多数であります。よって、菅健雄君の議長辞職を許可することに決しました。

菅健雄君の入場を許します。

（菅 健雄君 入場）

**○副議長（阿部輝之君）** 前議長菅健雄君から発言を求められておりますので、発言を許します。

**○15番（菅 健雄君）** 15番議席の菅でございます。議長退任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位のご推挙をいただき、議長の要職に就任いたしましたから本日まで、各位のご支援とご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。浅学非才な私にご協力をいただきまして、おかげさまで曲がりなりにもこの任を全うし得ましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。

今後とも、本市の発展、住民福祉の向上に努力してまいり所存でございますので、変らずご交誼を賜りますようお願いいたしまして、退任に当たってのご挨拶といたします。この1年間、大変お世話にな

3月9日

り、ありがとうございました。(拍手)

○16番(大石忠昭君) 副議長、議事進行について発言を許してください、この件について。議事進行が優先じゃな、いいですか。

○副議長(阿部輝之君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) ありがとうございます。今回の議会の初日の日に副議長がかわりまして、阿部副議長の就任の挨拶をしていただきました。立派なものでした。よって、今から議長選挙の日程に入るようですけども、私は、こういう時だからこそ、菅議長に引き続きお願いしたけれども、どうしても意志がかたいから、反対しましたが、通りましたんで、新しい議長については、何とか代表者会議で話し合いをして、満場一致でいけるような議長を選んでもらったと思うんです。1年の細切れじゃなくて、やっぱり3年間行ってもらわんと。前の人4年間、その前は3年間、その前は1年、1年、1年だから、俺は1年だから、もう一回させようというようなことはあってはならないと思うんです。

よって、そのためにも私は議長をやりたいという人、2年目でもいいですよ、それは。それでやるんなら、それは法律的にはいいから。立候補表明をして、立候補挨拶をしてもらうようにしてもらったと思うんですけど、副議長、取り計らいをしていただけませんか。

○副議長(阿部輝之君) しばらく休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○副議長(阿部輝之君) 休憩前に引き続き議会を開催いたします。

今、大石議員の発言がありましたが、そういう慣例は今までございませんので、ただいまから議長が欠員となりました。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし・異議あり」と呼ぶ者あり)

○副議長(阿部輝之君) ご異議なしと認めます。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○副議長(阿部輝之君) ただいま異議がありましたので、起立により採決いたします。お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(阿部輝之君) 起立多数であります。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし

て選挙することに決しました。

○副議長(阿部輝之君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(阿部輝之君) ただいまの出席議員は15名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(阿部輝之君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

○副議長(阿部輝之君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(阿部輝之君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、白票は無効といたします。

事務局が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局(黒田祐子君) それでは、議席番号とお名前を申し上げますので、順次投票願います。

1番、於久弘治議員、2番、毛利洋子議員、3番、中尾勉議員、4番、黒田健一議員、5番、井ノ口憲治議員、7番、土谷信也議員、8番、成重博文議員、9番、中山田健晴議員、10番、松本博彰議員、11番、河野徳久議員、12番、安東正洋議員、14番、河野正春議員、15番、菅健雄議員、16番、大石忠昭議員、6番、阿部輝之議員。

(各議員投票)

○副議長(阿部輝之君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

○副議長(阿部輝之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(阿部輝之君) 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、10番、松本博彰君及び11番、河野徳久君を指名いたします。

(開票)

○副議長（阿部輝之君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15票

これは、先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 13票

無効投票 2票であります。

有効投票のうち、

河野徳久君 12票

大石忠昭君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、河野徳久君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました河野徳久が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選した旨告知いたします。

河野徳久君に、議長当選承諾及び挨拶を願います。

○11番（河野徳久君） 一言お礼のご挨拶をいたします。

ただいま選挙により議長に選ばれ、大変光栄に存じますとともに、責任の重大さを痛感いたしております。公正実行の議会運営に努め、市民から豊後高田市議会が信頼されるよう、より一層の発展に向けて取り組んでまいりたいと思います。

議員各位には、ご指導そしてご協力のほどをよろしく願いいたしまして、議長受諾のご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（阿部輝之君） それでは、河野徳久議長、議長席にお着き願います。

ご協力ありがとうございました。

（河野徳久君 議長席に着席）

○議長（河野徳久君） しばらく休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後0時5分 再開

○議長（河野徳久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、私、11番、河野徳久が議会運営委員辞任願いを提出し、委員会条例第13条の規定により、議長において辞任を許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

したがって、議会運営委員1名が欠員となりましたので、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員選任の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたし

たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員選任の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決しました。

○議長（河野徳久君） 追加日程第3、議会運営委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任は、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。選任の方法は、先例により正副議長で協議し、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、選任の方法は、先例により正副議長で協議し、議長が指名することに決しました。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後0時7分 再開

○議長（河野徳久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員に、3番、中尾勉君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3番、中尾勉君を議会運営委員に指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野徳久君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3番、中尾勉君を議会運営委員に選任することに決しました。

議会運営委員の方々におきましては、休憩中に委員会を開いて、委員長が欠員となったため、委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

なお、会場につきましては、第1委員会室でお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後0時8分 休憩

午後0時14分 再開

○議長（河野徳久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に、12番、安東正洋君、以上のとおりです。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月9日

次の本会議は3月10日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議長 河 野 徳 久

豊後高田市議会副議長 阿 部 輝 之

豊後高田市議会議員 河 野 徳 久

豊後高田市議会議員 安 東 正 洋